

1. 件名

三菱原子燃料株式会社による加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談（7-2）

2. 日時

令和3年3月26日（金） 13時40分～15時00分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田安全審査官、田邊  
専門職、上原技術参与、吉村技術参与

三菱原子燃料株式会社

富永執行役員、他20名

三菱重工業株式会社 1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む  
場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、当該部分に黒塗り処理を行っ  
ております。

6. 配布資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。規制庁アリタです。それではただいまより、三菱原子燃料の第7次設工認についての面談を開始します。
0:00:12	本日は令和3年2月22日付であった三菱原子燃料の第7次設工認申請についての事実確認を行います。
0:00:25	まず、こちらから順番にコメントをお伝えしていきますので、適宜回答をご用意の上、後日回答をお願いします。
0:00:41	まず一つ目、これは基本的には6次申請の時の進め方と同じで、条文別に話を進めていこうと考えているんですが、まずその条文に紐付かない全般に関わるようなそういった指摘について、
0:00:59	私から5点お伝えしたいと思います。一つ目、申請書の4ページの設備の一覧表のところですけど、ここ。
0:01:11	沈殿設備沈殿槽の※6番のやつで、
0:01:17	これの変更区分で*が付いてるんですが、6次設工認についてませんでした。
0:01:23	で、似たような例で33ページの粉末再生被水遠心分離機括弧洗浄というものの、これはこの逆のパターンで変更くぼんで*1はないんでしょうこれ6事例はついておりましたので、何か60°変える理由はあるのであれば説明していただいて、
0:01:42	間違いなんであれば記載を適正化するようにお願いします。
0:01:47	二つ目。
0:01:50	38ページ粉末再生設備さんわかるってやつですとか、これ令和
0:01:55	仕様表575ページの仕様表見ると温度高インターロックの記載はあるんですがこの38ページの記載はありません。
0:02:04	これについて理由を説明をお願いします。三つ目。
0:02:10	60ページの安全機能孫756号の地下ピット、これは6G設工認のときに出してもものと整理と記載が異なっております6事例はこれを、の地下集水升の一部ではなくて、
0:02:25	どころ実施者仕様表として地下集水槽地下ピットとして申請されておりましたので、これも手を統一するようにお願いします。
0:02:36	四つめ、1456ページから1463ページの
0:02:42	気体廃棄ケース(1)排気ファン、その(1)から(3)でやつなんですけど、これが、
0:02:48	使用方法がさっき言った1456ページ以降にあるんですけど、
0:02:53	57ページの設備一覧の表には書いておりませんで、同様に正弦478ページのD範囲の排気ファンさん。

0:03:04	気廃(3)の排気ファン寄付をの排気ファン機廃炉この排気ファンこれらも設備一覧に内の記載がないのではちゃんと確認をお願いします。
0:03:15	五つ目。
0:03:19	1644 ページの窒素供給設備定数の仕様表なんで聞きたいんですがこれ窒素をその供給するわけですから何か圧がかかっていると思うんですがこの
0:03:31	レシーバタンクっていうのは発動してるのかね加圧しているのがあれば、どういう圧力になってんのか、仕様表のほうに記載することのようお願いします。
0:03:41	私からは以上です。
0:03:52	規制庁のヨシムラです。
0:04:03	今のアリタの確認事項に1個だけ追加させていただきます。
0:04:10	ページで言いますと1661の方案秤量器分析値分析にという仕様表があると思いますけど。
0:04:18	この設置場所が附属建物助成する分析室の
0:04:24	分析室になってます。ただ強化のほうの記載を見ますと、作業室のになってますのでこの辺について確認をお願いします。これが1点追加です。
0:04:39	三菱原子燃料のシラカワです。コメントの件が承知いたしました。次回の水面なんで解答例でご用意させていただきます。
0:04:54	規制庁アリタです。それではよろしくをお願いします。次に二つ目は臨界について1点。
0:05:02	はい。
0:05:04	2785 ページに資料1-健一評定座ってこれ多店舗の領域ごとの
0:05:15	臨界
0:05:18	(2)のやり方の表が書いてると思うんですがこれ見ると、工場等領域叩い参画燃料倉庫領域(1)核の隔離方法低圧でこれはどうも稜建物仕様表具体的には103ページの
0:05:34	補充と転換工場826ページの附属建物第3核燃料倉庫の仕様表の記載とちょっと何か記載カード来整合しないように思われますので、記載を整理し、あと考え方について改めて説明するようお願いします。
0:06:03	三菱原子燃料シラカワです。こちらの件ですが、工場棟の仕様表ですが、地震HEPAの図二の仕様表刈り取りの程度買い取りを行うための使用料でして、
0:06:19	こちらはあの方針として°C程度のものからの記載を変更しない。
0:06:25	切り取って、7申請に反映させて

0:06:30	おっしゃってもらっています。その観点から列島注記を入れさせてもらうことによって、この違いというか適宜変更をどう説明規定をさせてもらっております。
0:07:09	方針として既認可払出し仕様表をの記載を変更させていただいて整定日数並行させていただき緊迫させていただいてよろしいということでしょうか。
0:07:23	原子力規制庁ナガイです。第6次の段階でまでも、基本的に既認可なんで、原則変えないということですね。ただ、
0:07:37	変えなきゃいけないんであれば何か変える方法考えなくちゃいけないということですので、
0:07:45	と言いつつも、以上多くこれまでもお伝えしたやつが最終の形がどうかという今画面に出てますけれども、今回の申請書も白黒で出ております。まずですね、この今画面に出ている表二
0:08:02	生き色をつけて既認可核これ建物のマトリックスになっていて、建物相互間を壁で隔離するのか、距離で
0:08:17	隔離するのかっていうところを最後の形として、まずその、この書類で色塗って次回まず説明してください。今アリタが伝えたように、それが最後の形であって、
0:08:33	既認可から変更になっているんであれば当然既認可と不整合が生じていますので、何らかの手当が必要になるので、その現状を確認した上でどう対応するかっていうのは次回確認しますのでまずここ
0:08:49	この表この四つの画面に出ている表で最終の形を説明してください。今日私、最後のほうで、もうこれ乙おんなじことを第2核燃料倉庫でお伝えしてるんですけども、非常にわかりづらくて。
0:09:06	難しい状況ですから、今の段階で変えていいとか変えなくていいじゃなくてまず現状最終的にこれは建物相互間の協働というふうに設置認可を受けようとしてのかっていうの説明を次回してください。
0:09:26	三菱原子燃料のシラカワです。こちらの投票の着色について承知いたしました。
0:09:37	既認可からの変更の説明については、添付の説明書等、
0:09:47	申請書で言うと2901ページから2903ページ。
0:09:59	はい。
0:10:05	また、原子力規制庁ナガイです。今日やってると時間がかかるので、次回、確認します。なので今お伝えしたよりまず先に今回は最終ですので背景も次回以降の認可を受けるといっはないので、
0:10:24	今回は、逆にこれまでの認可を受けたものが本当に正しかったんですが、これであってという説明をさっきの表二色をつけた上でしていただいた上で、

0:10:37	今回認可を受けようとする範囲はここですっていうのをちゃんと説明するでその中が整合はとれていますっていう回答になるはずなんですけれども、今白川さんから。
0:10:52	質問というか確認があった通り、それを変えなければいけないのであれば、どういうふうに変えるのかっていうことをまず説明をいただいた上で手続きをどうするかっていうのはそのあとになりますので、回答のほうは次回。
0:11:08	全体を通して、説明をしてください。以上です。
0:11:14	はい。
0:11:15	三菱原子燃料シラカワです。そちらの方までは全体を通しての説明をいたさせていただきますことは育てていただくことで、どうしたいと思います。よろしくお願いします。
0:11:44	すいません規制庁アリタです。続きまして地震についてのコメントに付するたいと思います。私のほうからまず2点したいさしてもらいます。
0:11:55	まず155ページに行き受け相補例なんですけど閉仕様表の地震のところの液位高警報設備の制御棒の耐震重要度分類について記載されているんですが、
0:12:17	仕様表のボートの設備機器名称の番号の一覧のところですね※機構警報っていうのが書いてなくて、ちょっとこれのどういうことだねこうこうなってるのか説明をしてください。
0:12:31	二つ目。
0:12:34	あ、すみません、1540ページダストモニタなんですけど、これもちょっと6のうちの説耐震重要度分類について当然これ、
0:12:43	では具体的に幾つなのかはちょっと見当たらなかったのどこか書いているところがあれば教えてください。
0:12:51	まず私が言うようです。
0:12:59	これについては後日書面で回答もらえるは結構です。
0:13:07	じゃあ後日書面にて回答いたします。
0:15:27	それでは規制庁ヨシムラです。続けます。
0:15:33	1点目ですが適合性説明書を地震による損傷の防止の適合性説明書の
0:15:41	ページで言うと2797ページですが、6.1の説の1で今回の申請範囲の中で、耐震重要度分類についていわゆる事業許可安全機能の一覧から変更している箇所があるということが
0:15:59	定性的に書かれてますが具体的な場所と変更理由について説明をお願いします。
0:16:06	これが1点目です。2点目ですが、同じく適合性説明書と同じ。
0:16:12	2ページですが、同じく6.1の件のうちの中で、

0:16:17	これはピットの関係の耐震重要度分類の設定の考え方ですが、これは 6.1 件の 1 と同様の手法で耐震重要度行っていると書いてありますが、ここで言うて るどういう同様の手法と
0:16:34	みたいなの、どういうことを指してるのか説明をお願いします。それと多分これに 関連していると思いますが、
0:16:43	今回廃液収集回収ピット床測定器回収。
0:16:48	測定室改修ピット
0:16:50	それ以外に大体四つぐらいのピットがありますがこの中には集水槽っていうも のが、いわゆる██████製のタンクのようなものが入ってますが、
0:17:01	ピットと注水槽の耐震クラスの考え方が同一で取ってる場合もしくはピット 等、収集槽の耐震重要度が違う場合とかいろんなケースがありますが、これら の考え方についてですね、説明。
0:17:18	耐震重要度分類の考え方について説明をお願いします。
0:17:24	これが 2 点目ですから、次の確認事項を続けさせていただきます。
0:17:30	これはな一同じくこれは耐震設計の添付説明書の設 3 というところで、いわゆ る設備の耐震性の基本方針というのが説明書で添付されてます。
0:17:43	ページで言いますとこの中の 3168 ページ。
0:17:48	これは横転設設 3-3 表というところで、
0:17:52	これは前回からつけていただいていたと思いますがいわゆる、今回の設備 の中で温度を耐震評価上温度抗力する設備というものをリストアップしてい ただいております。
0:18:05	その中で焼却炉の保温今回送客の温度 400℃っていうのが、耐震いわゆる部 材のモデル化をするにあたって壁面温度として考慮しているというふうにして 摘出されてますが、ただ実際の計算結果、
0:18:22	下の行は焼却炉自体は剛性の高い設備として部材の評価結果っていうのは 示されていません。
0:18:31	こういったのモデル化してるという経営内容と実際の評価結果が、
0:18:38	ちょっと落ちてないので、こういったモデル化送客の本体についてはこういった モデル化をしたのか。
0:18:45	それから評価部位として摘出されてないことについて説明をお願いしたいと思 います。
0:19:00	ここまでで何か確認事項があればお願いします。
0:19:08	はい。
0:19:10	三菱原子燃料のカワマタでございます。ご説明申し上げます。まず適合拠点 外傷も大変重要度分類のページ、こちらについては、構造や、

0:19:28	規制庁の吉村です。すみません途中で申し訳ないんですが、ここの説明は、
0:19:32	後日書面でいただければ結構ですので、ここの会合については今ここのみで
0:19:40	所決まった。
0:19:42	はい。
0:19:43	それでは確認事項を続けさせていただきます。
0:19:49	次の確認事項ですが、これは同じく耐震設計の基本方針書の 3168 ページ。
0:19:58	先ほどの温度を考慮する設備の同じ欄でこれも前回の申請から
0:20:08	記載するようにお願いした部分ですが波及的破損を考慮する設備。
0:20:13	そういったものを今回今回も記載していただいています。
0:20:19	その中で、当選上質のクレーン、
0:20:25	これは第 3 類ですが、
0:20:29	これはいわゆるシリンダ洗浄等の設備の
0:20:34	上部を通過するクレーンです。
0:20:38	これは
0:20:42	当然クレーンの稼働範囲にある設備に対して波及的影響考慮すべき。
0:20:49	設備と考えますが、これが記載されてません。それと今回摘出されたものが全体的にカバーされているのかちょっともう 1 回確認をしていただきたいと思います。
0:21:04	これについては、これは
0:21:08	波及的影響を考慮する場合には、大体必ず議論になるところなので、いろんな原子力施設等で使われてますのでその辺の
0:21:19	状況も踏まえて確認をお願いしたいと思います。
0:21:26	次に
0:21:31	個別の機器の評価部位に関してええ。
0:21:36	2 点ほど確認させていただきます。
0:21:39	1 コアですけど、最初の点、最初のもはシリンダー洗浄装置です。これは
0:21:48	図面で言うと 1922 ページの図イ設の位置というものをまず図を見ていただくと、明確にわかるんですが、
0:21:58	今回支持脚等アンカボルトだけが評価いわゆる支持部材だけが評価されてますが、
0:22:05	このシリンダ洗浄装置は、本体が者不等 1 本です。これ図面上で確認できる範囲ですがシャフト 1 本で支持されてます。

0:22:16	このシャフト部とか、それを支える回転機構について強度町ちょっと不安な点があるように見受けられますが、その辺が問題ないか共同評価の結果を示していただきたいと思います。
0:22:29	それから同じく強度評価に関する
0:22:34	確認ですが、これは棚搬入コンベアというのが 3173 ページ。
0:22:42	いい結果が載ってますが、図面で言いますとこれ 197914 ページに、
0:22:48	ただ搬入コンベアがありますが、そこにいわゆる今回転倒防止のために追加部材とそれから転倒防止部。
0:23:00	新たに追加してます。その辺の耐震強度の評価研究評価の内容について、これも説明を示していただきたいと思います。
0:23:12	この 2 点が共同評価に関する各種追加の確認事項です。
0:23:19	出続けさせていただきます。
0:23:24	同じこれは基本設計、耐震設計の基本設計書
0:23:29	の計算結果のところに書いてある内容ですが、
0:23:33	いわゆるページって言うと 3174 ページに、
0:23:38	気体廃棄設備を排気ファン
0:23:41	というの評価結果が載せられてます。
0:23:46	受振加速度が 2、2 次に、2.0g になってます。これは第 2 次 NE の評価加速度ですが、実際は
0:23:59	ベースとなる第 2 次の評価加速度はここまで大きくならないと思うんですが、実際にこれどうという根拠でこの数字が
0:24:09	設計加速度が設定されたのか、説明をお願いしたいと思います。
0:24:19	出続けます。同じく確認し工程、これは
0:24:25	基本説明基本すん方針書の 3177 ページの表の 1、A II、これは据えつけボルトの許容限界。
0:24:38	いいというところで今回■■■■と書いてますが、これ■■■■のことだと思いますが、
0:24:46	この許容限界値がこれは高高と設計基準から引用されたと思いますが、これは高構造設計基準、いわゆる参照基準の項構造設計基準では、
0:25:02	かっこ書き■■■■というのはこれは括弧書きになってます。
0:25:08	この括弧書きの理由もあるとは思いますがこれは現状ですね実数の企画からは、
0:25:15	削除されているボルトですんでこれ削除されたいいろいろあったんだと思うんですがこれは基本的にどんな強度上の問題がいいから、現在は適用しない、使用しないということ



0:25:28	指導されてるというふう聞いてますので、こういったものが過去使われてるんだと思いますが、
0:25:35	基準上適用上問題ないかということ
0:25:38	この辺の経緯も踏まえて説明をしていただきたいと思います。
0:25:44	これも書面で回答いただければ結構です。
0:25:49	それから、
0:25:51	さらに続けます。スギの確認事項ですが、
0:25:55	これは無停電電源装置というのがこと、今回
0:26:03	耐震評価等、それから図面が仕様表で言えば、
0:26:07	1600 図面で言えば 2254 ページに、
0:26:12	無停電電源装置の外形Ⅱが示されてます。
0:26:18	みたいな形では、いわゆる校正の筐体と系統いわゆる追加今回補強のための追加部材が、
0:26:27	上部のフレームのみで接続されてるように見えます。
0:26:35	これは装置本体とフレームがどこで接続され、えっと接続してるのか。
0:26:43	あと斜材のつけ方もちょっと必ずしも対照的につけられてませんがどういった
0:26:51	目的で斜材を補強したのか。
0:26:55	説明をお願いしたいと思いをしたいと思います。それと
0:27:00	評価し、評価部位が主事格のみで、いわゆるこの接続ボルト部分が、
0:27:07	耐震評価の対象となっていないので、なぜこれを対象としなかったのか、その理由についても説明をお願いしたいと思います。
0:27:19	それと、耐震で最後にもう1件、これで最後になります。これはインターロック系統地震インターロック系統の
0:27:29	耐震重要度分類についての確認です。
0:27:35	今回地震インターロック系統はいわゆる水素供給設備とか溢水減の供給停止設備。
0:27:44	これ自動の部分ですが、そういったところにありますそれから、手動のバルブがついてるケースとかあります。こういったインターロック系統が、今回は
0:27:57	地震インターロック系統でも地震インターロックでも1例と3例のケースがあったりとか、
0:28:03	あとは機器配管系についても一類と3類ですねそれが、
0:28:10	混在している形になってます。これ全体的にですね、地震時にこういったインターロックが作動して、
0:28:21	バルブしました弁を閉めるとか、もしくは

0:28:28	直接的にインターロックかかなくても人間の手で閉めるとかいろんな係数があって、こういった組み合わせになってると思いますが、
0:28:36	これらのインターロック等、あとハードの配管バルブの耐震重要度が
0:28:43	非常にちょっと耳掛け込みにくいというか、
0:28:47	混在してる形がその辺の理由がわかりづらいところがありますので、
0:28:52	お互いの耐震重要度の考え方としてそう総合のそごがないか、ちょっとわかるような形で一度説明をお願いしたいと思います。
0:29:02	必要であれば
0:29:05	ちょっとマトリクス的な形で整理をお願いするとしていただくような形であっても結構だと思いますのでわかりやすい形での耐震重要度の考え方等、
0:29:16	実際ハード等インターロックが整合しているということを書面において説明をお願いしたいと思います。
0:29:25	綴じてちょっと駆け足になりましたが受診に関しては以上です。今の回答は書面でお願いしたいと思いますが、ここでちょっとちょっと確認が必要であれば、
0:29:36	その点だけお願いします。
0:29:47	はい。
0:29:48	MNFのクサマでございますが、今いただきましたが、確認事項につきましては後日書面で回答させていただきたいと思います。
0:29:56	規制庁ヨシムラです。それでは書面を含めた回答をお願いしたいと思います。
0:30:08	規制庁アリタです。続きまして、外部衝撃についての記述が国に移りたいと思います。私からは6点伝えさせてもらって、後日書面で回答をお願いします。一つ目。
0:30:23	判然264ページ、これ竜巻についての添付説明なんですけど、添説設4-3-3表、これF3竜巻の評価結果の一覧はあるんですけど、今日地施設の位置にあるアース日本の記載がないので、
0:30:42	これについて説明をお願いします。
0:30:46	二つ目。
0:30:49	3262ページに同じく竜巻で、これが添説設4-3-1表なんですけど、
0:30:59	それともう一つ、3264ページの添説設4-3-4表もですね、
0:31:06	ここについて、モニタリングポストの竜巻評価については、耐竜巻壁について評価されてるんですけど、これ、設備図面を見るとこれ検出器が耐竜巻壁に囲まれないでむき出しになってると思うんですよ。
0:31:21	となると竜巻壁に加えて、

0:31:25	検出器についての評価も必要ではないかと思います。また同じく竜巻以外の外部衝撃も検出器には影響があると思うので、その考え方について説明をお願いします。
0:31:41	三つ目、1543 ページのモニタリングポストの仕様表で
0:31:47	これ、8-2 の切にとして電源に広い機を設置するとあります。これについては、何か他の設備なんかだと、建築基準法による高さ 20m ように該当しないため、避雷設備の設置が不要って書いてたんですが
0:32:04	今回は電源避雷器を設置するってことでなんかその考え方わかってるように見えるのですとか、この考え方を
0:32:12	説明してください。四つめ。
0:32:16	1883 ページを 84 ページにある図ト建 1 と 2 排水貯留域についてです。これについてなんですが、この意見には天井とか蓋とかそういったものがあるように今図面から読み取れないんですがこれ実際のところあるんです。
0:32:36	評価ないんでしょうかと来れない場合はこれ降水により当然水位が上昇して、場合によって溢水するんじゃないかと思うんですが、そこについてどういうふうに考え、どういうふうに設計しているのか、説明をお願いします。
0:32:51	五つ目。
0:32:53	1451 所長、
0:32:57	正の 311 ページのイオン交換等、これの仕様表に 8 ポツ 1 件 8(口) 工事降水供給配管のそれぞれの設置でもあるんですけど、これ設備の図面を見ると、降水の供給。
0:33:14	降水を供給する系統が図面から読み取れないので、これも記載を適正化するようにお願いします。
0:33:21	最後六つ目、
0:33:25	1532 ページの休みファンの仕様表で 99 節 3a、3 億 F3 竜巻の件で保冷層工場と成型工場って書いてるんですが、法令工場棟定期性工場の設備を
0:33:42	確か F3 竜巻の影響は受けなかったんじゃないかと記憶をしますので、ちょっとこれも説明を整理していくって設営整理説明をお願いします。
0:33:54	以上書面で回答を後日お願いします。
0:34:06	はい。
0:34:07	MNF のクサマでございます。ただいいただきました確認事項につきましては後日書面で回答させていただきます。
0:34:20	はい、続きまして規制庁の上原です。外部衝撃で 7 番目、1 件だけ、
0:34:27	コメントさせていただきますが、

0:34:29	除染設備の超音波洗浄機というのが(1)と(2)の内訳2基あって、仕様表の1357ページではですね、改造二つたい竜巻の補強を(2)のほうにするんですね。
0:34:49	ということで本文68ページは申請機器リストに
0:34:54	変更なしポツ改造とアジア逆だね、階層ポツ変更なしと書いてあるんですが、逆じゃないのかと。
0:35:02	思ったんですが、これ6時までの申請で表のほうの書き方がこういって順番は期巻きにしないっていか表紙で表してないんであればその旨、
0:35:14	これ書面で回答いただければ結構です。
0:35:18	私からまず1点追加です。
0:35:28	はい。
0:35:29	MNFのクサマでというか確認事項につきましては後日書面で回答させていただきます。
0:35:41	規制庁アリタです。続きまして閉じ込めの事実をここにそういうたいと思います。一つ目は私から2点。
0:35:49	ございます。まず1点。
0:35:54	149ページの洗浄残渣沈殿槽 157ページのろ過機 153ページの遠心分離機 155ページの来受け槽、これらの仕様表なんですがこの中に、
0:36:08	10.1の節28漏えい拡大防止用の堰括弧749。
0:36:15	の
0:36:18	出席漏水警報建10施設を見つけを設置するってあるんですが、
0:36:22	これ設備の配置図を見ると、ちょっとこれながら席に囲まれてないように見えるので方ちょっと説明をお願いします。
0:36:32	二つ目、3321ページの①堰格好シリンダ洗浄と括弧閉じたやつで、
0:36:41	ここにまたこれらの機器をまたこれらの機器と設置交換を共有する耐震重要度分類3例機器に対してもこの席を共用することにより、
0:36:54	耐震重要度分類3例機器の層の単一補償による漏えい拡大防止するという説明があるんですが、
0:37:02	この説明でいくと3類の機器の孫例えば種スクラバとこあるんですけど、これの仕様表についてもこの10.2節28号に該当するんじゃないかと思しますのでこれも制度で説明をお願いします。
0:37:17	以上後日書面で回答をお願いします。
0:37:22	すいません規制庁の田辺でございます。閉じ込め関係について1点追加で指摘をさせていただきたいと思っております。

0:37:31	1639 ページから記載されております堰漏水検知警報設備の仕様表についてでございます。
0:37:40	こちらなんですけど閉じ込めの記載のところでは既認可のですね堰の記載、既認可での例えば工場等の成形工場であったりとかほかのですね、管理区域の席について高さであったりとか、五つの設工認化されたということが記載されてございます。
0:37:58	しかし、今回ですねこちらの仕様表に記載されておりますのは、隻漏水検知警報設備ということで申請されているのはセキドそのものではなくて警報設備になると思います。
0:38:10	ここですね仕様表の中に堰そのものを記載されているのはどういう整理なのかっていうのをですね改めて考えていただいて記載のほうですね適正化していただくか、後日ですね、どういう課の考えで記載をしたのかっていうのを説明していただければと思います。規制庁タナベからは以上でございます。
0:38:33	三菱原子燃料のクサマです。今いただきました確認につきまして確認して後日書面に該当いたします。
0:38:43	はい。規制庁アリタです。それでは続きまして火災についての事実確認に移ります。私からまず3点ございます。一つ
0:38:53	1532 ページの休みファンなんですけどこれ内部になかろうしか設置されていないのか、まずこれの確認ですんで。そんな場合ですねろ紙って可燃物に当たりますので、設計部門をどうして11-3 節 17 で延焼防止のために金属棒カバーで
0:39:13	売ってなかったと思うんですけど、これにも該当するんじゃないかと思しますので、ホールの考え方を整理し説明CIF浅い
0:39:22	二つ目、1622 ページの非常用設備消火設備の可搬消防ポンプ、これの仕様表なんですけど、入り込んについて記載をちょっと見当たりません。これ、
0:39:38	このポンプの配管というのは具体的にはポンプなのか或いは別の設備なんかどこの設備に紐つくものなのか整理し記載するようにお願いします。またこれ睡眠についてもちょっと記載がなくてわかんないんですけどこれは
0:39:53	非常用設備消火設備の防火水槽に用いるという認識でよろしいでしょうか。これについて、
0:40:01	説明をお願いします。だと三つ目、1891 に 1896 ページの図でEC-4-2、ここに更新する棒が水槽から、
0:40:16	ほぼ賠償カバー線の配管との繋がりの図が書いてあると思うんですけどこの中に

0:40:24	更新する今回更新する防護水素が2個あるんですけど、これらが僕は評価性の配管に繋がっていません。これは何でなのかなということでこれまで説明をお願いします。以上3点後日書面の中でお願いします。
0:40:44	三菱原子燃料クサマです。アリタさんの確認事項につきまして後日書面で回答させていただきます。
0:40:52	はい規制庁の上原です。続きまして火災の4件目Aから順にコメントさせていただきますが、これ先日もコメント済みなんですけど、今回の申請ではですね、屋外消火栓、防火水槽、
0:41:09	これらが上がってますけれど、
0:41:11	消火配管とか時常設の消火ポンプ、これはないんでしょうかということですけども、これも整理していただいてですね、適切に仕様表等に反映いただきたいと思いますが、これも後日書面で結構だと思います。
0:41:30	それから次の5番目の火災で除染設備の設あこれさっきコメントしたり、同種支所です、切断機に(1)と(2)がありますが、それぞれ変更なしというPARの設置の改造なんですけども。
0:41:46	69ページの本文の表は、
0:41:49	改造ポツ変更なしになってますので、逆かなということに考えたんですが、これも考え方会計明確にしていれば結構ですし、必要であれば修正いただいて、
0:42:01	それから次の6番目はですねこれダブリですね、No.4、
0:42:08	とだぶりですので結構です。
0:42:11	それから次はですねこれは閉じ込めの意味もあるんですけど、7番目の火災焼却炉ですけど。
0:42:18	排気ダクトの開口事象の話これ
0:42:23	知識範囲の5で多少コメントとして回答いただいているんですが、平成30年の3月ごろ報告いただいたやつで、
0:42:31	対策確か蒸気配管を撤去したというふうに聞いておりましたが大きい措置。
0:42:41	んなのかなと思いましたので、焼却炉本体の本質的な改造というのがないのかですね、何か塩酸が発生してダクトに穴があいたという事象ですので、元の原因は焼却炉から発生してますので、
0:42:58	本質的な改造というのを検討いただいた。
0:43:02	何であればですね、その結果を書面で回答いただきたいと思います。
0:43:07	それから火災の8番目ですけど。
0:43:10	第3核燃料倉庫の火災区域のRわんとRⅡですね。

0:43:17	RⅡ前室なんですけども。
0:43:20	管のですね、平面図、1854 ページ、図閉圏の 2-1。
0:43:27	これを見ますとですね破線になっておりましたですね。
0:43:30	その境界が火災区域境界であるんですが、1838、30 ページの図閉圏の 1-11 ですかね。
0:43:40	火災協会であるんですが 8000 になっておまして、仕様がよく明確じゃないんで、
0:43:48	どのように運用されるかも含めてですね明確にしていきたいと思います。
0:43:53	から 9 番目ですね。
0:43:55	第 3 核燃料倉庫の火災区域の RⅡにはの消火器がございません。
0:44:02	1904 ページの刷り費の 4-7
0:44:06	ということですがあの考え方を明確にしていきたいと思います。
0:44:25	以上です。
0:44:28	三菱原子燃料クサマです。ウエハラさんのコメントにつきまして書面で後日回答させていただきます。
0:44:38	はい規制庁タナベでございます。そうしましたら私のほうから続きまして、溢水について 1 点確認させていただきたいと思います。
0:44:48	先ほどもですね閉じ込めのところで一つ指摘させていただきました 1639 ページからの堰漏水検知警報設備についてでございます、こちら簡単な確認事項なので後日書面で回答いただきたいんですけども。
0:45:03	こちらの責任についてですね閉じ込めの観点、もしくは溢水の観点そのどちらの観点から、して設置する席なのか、もしくはですね両者を兼用する石であるのかっていうのについての確認でございます。
0:45:18	またですね今回その警報設備ということで隻についてのほかにも警報設備について、上記 2 点のですね、閉じ込めa溢水の観点から、そちらから設置をするものになるのでしょうかっていうところについて確認をいたします。後日書面で回答をお願いいたします。
0:45:41	三菱原子燃料のクサマです。タナベさんの確認事項につきまして後日書面で回答させていただきます。
0:45:55	はい。規制庁アリタです。溢水の関係で一点、私から追加でございます。2268 ページ以降に漏水インターロックこの系統図が入ってるんですが、これ見ると、
0:46:15	この作動等の遮断弁とかについては遮断面とかポンプについては電源喪失でポンプが止まらない弁が閉じるなり前フェイルセーフ本に動くということが書いてるんでしょうか、ちょっと気になったのが掲出単語の漏水検知器のほうか

0:46:33	機能喪失した場合、弁の方、ポンプの方がどうなのは、ちょっとこれについてちょっと説明をお願いします。これも後日の回答で構いません。
0:46:51	ここ。
0:46:52	三菱原子燃料のクサマでございます。
0:46:58	三菱原子燃料クサマです。やってアリタさんの質問に決算まして後日書面で回答させていただきます。
0:47:06	はい、規制庁の上原です。次はですね搬送に乾燥設備ですね、に関して意見コメントさせていただきます。
0:47:16	今回の劣化天然ウラン倉庫
0:47:20	これにはクレーンの申請がないようなんですが見当たらないんで、不要なのかはなくていいのかですね、今回最後の申請ですので、確認いただき、ない場合はどのように運用するのも含めて、書面で回答いただきたいと思います。
0:47:38	以上です。
0:47:46	三菱原子燃料クサマです。ウエハラさんの確認事項につきまして、後日書面で回答させていただきます。
0:47:57	はい。
0:47:59	規制庁アリタですね、じゃあ続きまして放射線管理について、私から2点ございます。1点目。
0:48:10	これが具体的にページを示すものではないんですけど今回放射線管理施設としているものとは、
0:48:19	技術基準規則でいうとそんなの第19条に基づくものだと思いますんで、第19条の情報を見ますと、第2号として、放射性廃棄物の排水甲またはこれに近傍する箇所における
0:48:34	排水中の放射性物質の濃度を
0:48:38	想定する施設を設けるっていうふうな御説明要求があるんですが、これに該当する設備についての記載は編成の方から見つから見当たりません。
0:48:51	いう一応私のほうでいろいろ見てみたんですが、例えばこれ西縁174ページ、この排水貯留池なんですがこれを見ると、20定義知見議事として排水潮流意見について。
0:49:07	放射性物質の濃度再度確認した後排水効果生業配水管による開業医方位するという記載がございまして、これはつまりその19条第2号に該当するものではないかと。
0:49:21	考えているんですが、
0:49:25	これについて考え方を整理し説明してください。二つ目。



0:49:30	2184 ページ土系の図地域K-3、これがモニタリングポストの図なんですが、VPN節度を持って記載があつてここは何か設工認対象外つてあるんですか。これつて
0:49:45	設計番号で言うところの 19.1 の切 6 伝送系の対応変わつて設計があると思うんですけど、これに心設計なので、その
0:49:58	そのVPNそごつてやつを、これは設工認の申請対象ではないのかと思うんですがこれも考え方を説明してください。
0:50:05	以上、放射線関係、放射線管理関係を 2 点で後日回答お願いします。
0:50:15	三菱原子燃料クサマです。
0:50:24	はい。規制庁アリタです。それでは続きまして私のほうからなんですが、廃棄の条文についてに県道をそのまま続けて遮へいについて 1 件、合計 3Kお伝えしたいと思います。まず廃棄の一つ目。
0:50:42	1174 ページの排水貯留池決定すると 1329 ページの排水貯留設備、
0:50:50	一応交流の設備についての違いについて確認しておきたいんですがこれ今言った液ほい系本体が排水貯留池でそこにつける液位高警報、あと配管、こういったものが排水貯留設備そういうことでよろしいでしょうか。
0:51:08	で、二つ目。
0:51:11	排水貯留池 1174 ページの排水貯留記述が起こるの 20.1-健一、これさつき放射線管理のほうのところで触れたとこなんですけど、この放射性物質の濃度を再確認してつて話があつたと思うんですけど。
0:51:28	最後確認と排水効果の方針についてはこれはもうソフト対応によるによつて行うということによろしいでしょうか。
0:51:37	最後遮へいについてなんですが、1618 ページ。
0:51:43	空シリンダ置き場提出のCAを仕様表なんですが、これ遮へいについては横制になっているところに記載がないんですが、教科の安全機能言語を見るとこで遮へいに関わる機能として、
0:51:58	従業員の外部被ばくの管理つて書いてテーマ許可では、遮へいに係る設計が入っているのでちよつとこれ記載が整合しているように見えますのでこれも整理し説明をお願いします。
0:52:11	以上 3 点後日書面で書いております。
0:52:19	はい。
0:52:20	三菱原子燃料クサマです。今いただきました 3 点の確認事項につきまして後日書面で回答させていただきます。
0:52:30	はい。

0:52:31	規制庁アリタです。じゃあ、次非常用電源についての事実確認をするかと思いません。
0:52:39	まず私から2点をこれも書面で回答いただければ構いません。まず一つ目。
0:52:46	1535 ページにエリアモニタについては、これ確認なんですが、エリアモニタ本体を例示のみで、
0:52:55	放射線監視盤をDGともて丁寧に移設するというのでいいでしょうか。これ仕様表からそう読み取れるんですが、系統図地形 1-45 本の 1-2185 ページあるんですけどちょっとこれだとそのような場合書き分けが読み取れませんでした。
0:53:15	二つ目、1544 ページのモニタリングポストですがこれバッテリーを内蔵そんなこれ本体
0:53:23	っていうかね検出器の方のみで反応モニタリングポスト収集表示をバッテリーはないということでよろしいでしょうか。これも整理して、後日書面で回答してください。
0:53:41	三菱原子燃料シラカワです。書面で回答させていただきます。
0:53:49	はい。規制庁のウエハラです。では非常用電源の3個目ですね、これは先ほども出ましたけれど屋外消火栓設備の消火栓ポンプ。
0:54:00	これ見ますとですね 2882 ページの説明書に
0:54:07	非常用DGに接続するというくだりがありましてですね、先ほどもお願いしたように、ちょっと整理いただいて、
0:54:18	防火水槽の設アート附属としてこれら非常DGに接続するというようなことを明確にですね、仕様表等にあらわせていただきたいと思います。
0:54:30	書面で回答で結構です。
0:54:36	はい。
0:54:37	三菱原子燃料シラカワです。書面で回答させていただきます。
0:54:41	はい、原子力規制庁ナガイです。引き続きまして非常用電源設備についてですね、12 件ほど細かいのもあるし、水平展開をお願いしたいのもありますので、お伝えします。
0:54:59	とですねまず 837 ページの 24.1-健一、これは隔年第 3 核燃料倉庫のですね、その他にも同じ番号ついてますが、
0:55:14	すべての建物に設置する、その非常用通報設備、
0:55:22	そうですね。だから自動火災報知設備で非常用電源。
0:55:28	設備から直接給電されていない設備についてはですね、非常用電源に接続する警報版
0:55:38	放送設備本体から電話交換機受信機及び中計番。

0:55:44	それから、KK介して、非常用電源接続するという仕様になっておりますけれどもそれがどこにあるのかというのが示されておられませんので、位置であるとか員数であるとかですね。
0:55:59	求められる安全機能に対する設計仕様をですね、仕様表に漏れなく記載して認可を受けるようにしてください。それから発行同じく 837 ページで 24.2-健一、
0:56:15	これは無停電電源装置に接続する設備についても同様にですね、仕様表に記載して認可を受けるようにしてください。水平展開として各建物の
0:56:30	そういう放送設備を中継するですね、創設及び本体であるとか非常ベル設備の警報版についても同様に 1 とかCoであるとか員数を示してください。
0:56:46	それから 2879 ページで非常用電源系統図、これの単線結線図が示されておりますけれども、今回認可申請する範囲ですね、これは取り合い点と云えばいいんでしょうか、先行して、
0:57:04	申請して認可を受けた範囲、それから他薦結線図に示されているもので審査申請漏れ取り過ぎかもしれないけど、不整合がありますので、再確認してください。
0:57:21	2258 ページ綴りK-4 ですね、これは発電機室内の遮断器から副変電所内の切替器までのケーブルは、今回の申請対象範囲
0:57:36	となりますので、赤い線に
0:57:40	してください。
0:57:42	もし意図的に建物の
0:57:46	境からというのであれば、それは、一つ前の事実確認と同じなんですけど、取り合い点ですね、これを明確にして正確に記載するようにしてくださいということです。
0:58:02	それから、
0:58:04	あと、これらの事実が確認されておりますので、今回は新規性基準の加工事業変更許可に基づく最後の申請になりますので、第1次から第7次のですね。
0:58:21	申請書本文の図面等に記載した非常用電源系統の図と今回最終に出ている認可申請の範囲でですね、不整合がないか、もしくは申請漏れが出ていないかということ
0:58:39	確認するようにしてください。
0:58:42	例えば 2185 ページの図値、K-4 で、非常用の提示の遮断器から副変電所の切り換え器までから副変電所の切り換えから今回申請対象の非常用負荷までを
0:58:57	7 次で申請対象としていることが

0:59:03	明確になるようにですね、2点鎖線の範囲を修正するように、が必要かと思えますので、確認してください。
0:59:14	それから同じ図のですね、遮断器であるとか切り換えキーは、
0:59:20	形を見ればわかるんですけども、それが遮断器であるとか切り換えの的であるという名称ですね、図中に記載するようにしてください。
0:59:32	次です。1672 ページで非常用ディーゼル発電機の仕様表がありますけれども、ここで非常用ディーゼル発電機から非常用負荷への電力供給設備ですね。
0:59:48	非常用母線というのがいいのかの
0:59:51	非常用
0:59:54	の負荷のまでのケーブルであるとか変圧器については、認可対象範囲として、各設備の使用を明確にして申請してください。
1:00:07	附属する一方、この安全機能の番号持っていないでも附属する設備として求められる安全機能である電圧あの変圧器であれば、その変圧比といいますかね何ボルトとか、
1:00:23	そういうやつ通そういう仕様ですね、どっかに書いてあってくれればいいですけども、
1:00:33	ケーブルの仕様を決めるための
1:00:38	前提となるような設計条件は必ず記載するようにしてください。
1:00:43	それから次です。今回非常用ディーゼル発電機から副変電所の中に切り換え配電盤というのが設置されてますけれども、ちょっとこれまでの説明ではなかったような
1:00:59	設備が屋外に設置されておりますので、これについては設置目的を別途説明してください。同じ
1:01:10	仕様表の中には斜熱盤であるとか、いろんな付図附属する設備がありますけれども、これの設置目的を説明してください。
1:01:23	引き続きまして、同じ非常用電源年数なんですが無停電電源装置関係で1637 ページでも停電電源装置のの電源容量がですね、非常用負荷設備の合計容量塗り
1:01:40	大きいことを定量的な説明が見当たりませんでしたのようでするようにしてください。
1:01:46	それから、
1:01:48	非常用の負荷の
1:01:52	この手前までですね前といいますかね 200Vの非常用電源系統に対して、100ボルトの無停電電源装置が設置される仕様になっていますけれども、

1:02:07	これはどのように接続するのか説明をしてください。
1:02:12	引き続きまして、非常用電源なんです、通信連絡設備、
1:02:20	用の非常用電源です。
1:02:23	これはこの後ですね、通信連絡設備の方で事実確認しますけれども、現在です、申請
1:02:34	されていない 893 番の通信連絡設備、これは安全機能の番号 893 の通信連絡設備ですけれども、工場外との通信連絡用の設備が
1:02:50	追加されております。見当たりませんので、それを追加を申請する場合にはですね、それに合わせて、関連する安全機能として非常用電源設備に係る設計、
1:03:06	これはDGへの接続とかですね停電電源装置またはバッテリーへの接続も等ですね、
1:03:16	はい。
1:03:18	追記するようにしてください。
1:03:20	次の 2880 ページです。これは後程お伝えする同じですね、通信連絡設備の工場外との通信連絡用ですけれども、外部電源ソース筋にも、
1:03:38	安全機能を有する施設の機能が求められる設備については、設工認申請対象の負荷として設工認申請した申請対象として、するようにしてください。
1:03:53	申請対象の負荷がそれぞれ仕様表の設計仕様と不整合が生じていないかですね、再確認してください。事業者の方で今回いろいろの
1:04:08	最終の申請ということで、これまでの一時から 70 まで全体を俯瞰してですね、どういうふうに確認を再確認した上で確認範囲であるとか、確認方法の確認結果については、後日面談で説明をしてください。
1:04:26	非常用電源について最後になりますけれども、先ほどウエハラの方からも事実確認がありました 2882 ページで屋外消火栓。
1:04:39	うんの消化ポンプですね、消火栓ポンプも非常用、
1:04:45	ディーゼル発電機に接続する。
1:04:49	うんという説明がありまして、ただここ、申請対象設備等の接続方法ですね、などを示して電源系統であるとか、系統中にある設備の
1:05:05	資料。
1:05:07	については、仕様表に記載するようにしてください。テープの説明書のほうを見ますと非常用電源に接続する状況がわかるんですけども、中新認可対象外として、
1:05:24	扱うような説明もいろんなところにありますので、基本的に安全機能を有する施設としてに非常用電源をに接続すると、非常時に

1:05:39	電源が求められるものについては、認可対象として、申請をするようにしてください。
1:05:49	以上が非常用電源関係になりますんでちょっと長くなるんですが、引き続き通信連絡設備についてもお伝えします。これは大きく4点ですね、同じような内容も含まれますけれども、お伝えします。
1:06:07	2889 ページであるとか 2673 ページの外関連箇所、幾つかありますけれども、25.1-K1 の設計番号である設計基準事故、
1:06:22	発生時に周辺作業員への周知、それから、工場内の放送連絡を行うための非常用通報
1:06:32	設備として非常用ベルであるとか放送設備のスピーカーがあります。これについて、事故時の活動拠点である防災ルーム等ですね、に設置する装置の設計が記載されておられないので、
1:06:49	適切な箇所といいますかね仕様表に記載するようにしてください。
1:06:55	またですね、防災ルーム。
1:06:59	等々をつけておりますけれども等からですね、非常用ベルであるとか放送設備までのその通信連絡回線の設計仕様という大げさなんです、
1:07:16	ちゃんと繋がっているんだということがですね、認可対象として記載がありませんので、まず仕様表に記載してある上でですね、
1:07:30	認可対象として申請をするとして適用性を説明するようにしてください。
1:07:35	それから通信連絡の二つ目ですが、2461 ページです。これは許可のですね、説明に関わる場所なんです、No.21-3 と 21 の 4
1:07:51	それから、2528、8 ページ、これは設工認の申請書の 2528 ページの表 3-1、それから、
1:08:03	2678 ページ、その他関連箇所幾つかありますが、
1:08:09	加工事業規則の第 25 条の 2 項の規定によりまして、設計基準事故発生時に工場の外ですね、工場外との通信連絡用の専用通信回線、
1:08:26	に係る設計がですね、第1次から第2次で申請されておらず、
1:08:34	今回の 7 地震性において等が要求事項に対応する設計ですね、1 であるとか、もしくは残れ対応性が求められておりますので、回線方式とかその他の設計仕様、
1:08:49	人数等をですね、工事の数から工事の計画当初申請するようにしてください。
1:08:57	それから同じく、それから続きまして、通信連絡、三つ目になりますが、加工事業許可申請書の変更許可申請書の安全機能一覧の 83 ページ。
1:09:11	それからその他の加工設備の附属施設の構造及び設備の 180 ページですね、において 100、

1:09:21	893 番の通信連絡設備は工場外等の通信連絡用として認可されています。この通信連絡設備については、
1:09:34	許可に記載した基本的設計方針を踏まえて、加工事業規則で求められる安全機能としてですね、これは 25 条の通信連絡設備、それから、先ほどの 24 条で、
1:09:52	非常用電源設備、その他ですね、該当するすべての条項については、仕様表二設計仕様漏れなく記載して申請するようにしてください。
1:10:06	そっから 3000 円にごめんなさい四つ目ですけれども、先ほどの非常用電源設備とそれから今回の通信連絡設備なんですが、
1:10:19	何ていいですかね。先日の審査会合でも皆さんのところは、設計部から各設備 900 何ぼまで安全機能を有する施設として、
1:10:31	それ
1:10:33	安全機能の場合、施設の番号ですね、とられておりまして、こちらについてはよく管理されていて、申請されている状況は、これまでも確認してきているんですけれども、特に今の 893 番の
1:10:49	通信連絡設備については、
1:10:52	これまでの申請書をもう一度振り返ってみると屋内の連絡か屋内とか工場内の連絡用としてのシヨウ引かあし使用しか記載されていない状況になってます。
1:11:08	で、今回再確認私のほうでしているところの 893 番の通信連絡設備というのは工場外との通信連絡用として、安全機能を有する施設と、
1:11:25	なっておりますので、水平展開としてですね、次のような 4 点を再確認していただきたいと思います。
1:11:35	で、特に 2390 から 2000 円、一つ目ですね、2009、390 から 2463 ページですんでこれは事業許可から設工認に反映する事項が
1:11:51	記載されてますけれども、これに抽出漏れがないか、まず再確認してください。
1:11:58	二つ目は、その事業許可から抽出した設計番号、これらのマル括弧の番号になります、
1:12:07	それに対応する安全機能が第 1 次から第 7 次一設工認対象施設の仕様表に漏れなく反映されていることを再確認してください。
1:12:20	三つ目です。事業許可から設工認に反映する事項の抽出であるとか、その抽出した設計仕様が設工認申請に反映されている状況について、
1:12:34	事業者のほうで確認した確認方法で確認範囲確認結果については、の次回以降の面談で説明をしてください。
1:12:45	この四つめですけれども、加工事業規則で

1:12:53	工場等にですね、設置要求のある説明については、事業許可において、安全機能を有する施設としてな安全機能番号が必ずしもない設備も、
1:13:06	ありますけれども、関連する建物等の仕様表 2 のその他構成機器にですね、
1:13:14	求められ技術基準規則で求められる設備が該当するのであれば、そこに明記してですね、応答搬送設備に求められる安全機能等を漏れなく申請して認可を受けられるようにしてください。
1:13:30	これは第6次申請だったと思いますけど、設計基準事故の確認をしたときに、加工の技術基準規則の 13 条の 3 号で、設計基準事故発生時のに用いる照明であるとか、その専用電源について、
1:13:47	記載していただきましたけれどもそういう
1:13:53	うん。
1:13:54	1 例としてはまあそういうものが挙げられますので、今回の最終の申請になりますので、通信連絡設備のようにですね。
1:14:05	これは安全機能番号持ってますけれども、解釈であるとか運用が許可の方針と違う相違ないかということをもう一度確認して、水平展開をして全体を確認するようにしてください。
1:14:24	私の方からとりあえずちょっと長くなりましたけど以上です。以上の点については後日書面で回答をするようにしてください。
1:14:35	はい。
1:14:37	三菱原子燃料シラカワです。後日回答いただきます。
1:14:43	はい、原子力規制庁ナガイです。あとですね、
1:14:50	今日今のこれまで、
1:14:53	かなり多くの点お伝えしたんですけれども、
1:14:57	1 個 1 個の設計については、これまで通りといいますかね、もうすでに 7 時になってますので、従来と同様なベースで記載されているという状況は今準じ確認。
1:15:14	しておりますけれども、第7次ということで、我々のほうでもうちちょっとどういうふうに見ているかというのをお伝えしますんで、これは 1 構造設備はそれぞれの本体といいますかねが、
1:15:31	ちゃんと設置されているというのは、
1:15:35	それぞれの図面に書いてあるんですが、機能性能という面で見ると、やはり繋がってなかったり、繋がってないっていうのは、認可申請上、途中で申請範囲が、
1:15:50	切れているといいますか、全部申請されていない状況が確認されてますんで、これはこれからお伝えする点についてはですね、



1:16:03	後日ですね、基本的に全体を俯瞰して確認できるような系統図の中で、申請漏れがなって出てないかというのを改めて確認していただきたい事項がありますので、そのお伝えします。
1:16:18	まず
1:16:21	加工のですね主要なプロセスのとしての
1:16:28	設備ですね、安全機能番号全部持ってますので、そういう意味では、申請漏れがないんですが、の
1:16:37	上流側からいくとか水分と蒸発加水分解工程で分割を申請、分割申請し、何度かしてますので、そういう中で取り合いがきちんとされているか、それから、
1:16:54	この過圧気流輸送のラインであるとか、もありますので、特に分割申請してるところは特に注意して確認をするようにしてください。
1:17:06	あと気排系、気体廃棄設備のむんですね、これも大学等も
1:17:13	何回かに分かれたリート中の設備ですねスクラパーが入るところは先行してたりありますので、きちんと取り合いが
1:17:25	繋がっているかどうかというのをもう一度確認するようにしてください。
1:17:30	あと今日も何度もいくつか御紹介しましたけど、
1:17:35	どうぞ。
1:17:48	規制庁ナガイです。すいません。防火水槽から屋外消火栓までの配管であるとか、これも許可のほうでは、それぞれ防火水槽とやるとか消火栓だけが屋外消火栓だけが
1:18:04	安全機能持ってるような形になってますけれども、基本的機能性能が求められるものについては、その機能性能
1:18:15	を求められる機能性能に対してどういう状況でなってるかっていうのは、少なくともわかるような形で名申請されているかということを確認してくださいで同じことが、
1:18:32	非常用電源についても非常用のディーゼル発電機から負荷まで非常用の負荷までがちゃんと繋がっているかという状況が見えるようになっているかということを確認してください。
1:18:48	それからもう、もう1点ちょっと追加があるんですけど。
1:18:53	耐震の設計、
1:18:56	といいますかねで確認して、まだ我々のほうでもちょっと確認というか1個はちょっと追いつけないのはあるんですが、インターロック関係が、今回多く今回といいますかね一時からずっと出てるんですけど、
1:19:12	特にまず、

1:19:16	説明していただきたいのは、インターロックの検出タンから制御盤があってそれから作動端がありますんで、そのですね、地震のインターロックで
1:19:33	検出タンの地震計が幾つかあるんですけど、兼用していたりとか、
1:19:40	してます。それから、制御盤があって、そのあと作動ターンとしての緊急遮断弁もですね、必ずしもいい地震計だけで、つか地震耐震要求だけで遮断するじゃなくて、漏えいを検知して遮断したりとか、
1:19:58	いろんなその組み合わせがですね、たくさんありまして、それぞれのインターロックで、耐震重要度分類も一類であったり3類であったりということで、我々のほうでも見てるんですが、
1:20:14	ちょっとその辺の状況がですね、全体が今1個1個は正しく出てるんでしょうけれども、不整合はないかとかですね、もしくは上位の
1:20:29	耐震重要度分類で設計しているかとか、ちょっとわかりませんので、なんかマトリックスか何か整理してですね、
1:20:41	次回以降ですね説明していただきたいと思います。
1:20:46	私のほうからは以上になります。
1:20:56	三菱原子燃料シラカワです。今いただいたコメント後日書面で回答させていただきます。
1:21:06	はい、原子力規制庁ナガイです。お願いします。あとですね、今日はノウハウだ燃料貯蔵施設特に第3核燃料倉庫を今回新規で出てきている建物関係で、
1:21:22	等お伝えしようと思ってたんですけどもちょっと大分長くなったので、私のほうで不明な点まとまっ自治体ですね、次回面談に向けて、また
1:21:34	準備しますので、ちょっとそこはですね、次回に送らせていただきたいと思います。
1:21:43	あらかじめ想定した質問事項は以上になりますが、全体通して何か皆さんに御発言の機会はお伝えしませんでしたけど、何か全体通してありましたら、
1:22:00	もしくはコメント不明な点あれば、質問の方をお願いします。
1:22:14	三菱原子燃料クサマです。特にこちらからは確認事項ございませんので引き続きよろしく願いいたします。
1:22:29	はい。規制庁アリタです。本日こちらからお伝えする事実確認事項は以上になりますので、後日書面で正式の回答をもらうということで、本日はこれで面談を終了したいと思います。
1:22:44	お疲れ様でした。